

令和7年

春の全国交通安全運動

実施要綱

実施
期間

4月6日(日) ▶ 4月15日(火)

スローガン

てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ



交通安全啓発図画コンクール最優秀作品 (令和6年度県知事賞)

五島市立緑丘小学校2年生 (当時) 下村 歩高 さんの作品

重点

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

特別広報

横断歩道「止まらば運動」及び安全横断「手のひら運動」の推進



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の 目的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点1

こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

依然として歩行者が道路横断中に車両と衝突する交通事故が発生しており、次世代を担うこどもを始めとした歩行者を交通事故から守るため、次の事項を推進します。

歩行者



- 登下校などの際、道路（付近）を通るときは、「信号を守る」、「道路に飛び出さない」「横断歩道を渡る」などの交通ルールを守りましょう。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認をしてから横断しましょう。また、横断途中で左右の安全を確認し、特に左から走ってくる車両には注意しましょう。
- 道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用し、横断する前に手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思を伝えましょう。



運転者

- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、通学路や交差点等の歩行者の存在が予測できる場所では、あらかじめ安全な速度に減速するなど安全運転を心掛けましょう。
- 「生活道路は人が優先」という意識を持ち、近道又は渋滞を避けるために安易に生活道路を通行せず、幹線道路を通行するよう努めましょう。
- 横断歩道において、横断中の歩行者や横断しようとする歩行者がいるときは、必ずその横断歩道手前で一時停止して、歩行者に道をゆずりましょう。

家庭、学校、地域、職場、関係機関等

- 通学路や未就学児などのこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進しましょう。
- こどもに対する参加・体験・実践型の交通安全教室等による交通安全指導を推進しましょう。
- 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこども目線からの危険箇所の把握と解消に努めましょう。
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策や通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進しましょう。

◆ 歩行者のルール・・・横断が禁止されている場所等 ◆

●横断歩道外横断



●車両の直前直後横断



●歩行者横断禁止場所横断



●斜め横断



重点2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいても一時停止しない車両が見られるなど、運転者の歩行者優先意識は決して高いとは言えません。

また、交通事故に直結するながら運転の危険性を広く県民に周知するとともに、全ての座席における、シートベルトの着用・チャイルドシートの適切な使用を促進するため、次の事項を推進します。

運転者



- 横断歩道手前の路面に標示された「ダイヤモンド」は、先の方に横断歩道があることを知らせる予告標示です。この標示がある場所では、横断歩道の手前で停止できるような速度で進行し、歩行者がいるときは必ず歩行者に道をゆずるなど、歩行者優先の意識を持つよう努めましょう。
- 夕暮れ時は早めの点灯を行い、夜間はライトの上向き下向きのこまめな切り替えを徹底し、歩行者を早期に発見しましょう。
- 運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション装置等の注視は、画面に意識が集中してしまい、周囲の危険に気づかないなど重大な交通事故につながる極めて危険な行為ですから絶対にやめましょう。



- 運転するときは、発進する前に同乗者のシートベルトの着用を確認し、また、自らが助手席や後部座席に同乗する場合はシートベルトを締めましょう。
- 運転する前に、チャイルドシートが適切に設置されているか確認しましょう。
- 体格に合うチャイルドシートを準備して、取扱説明書などに従って正しく使用しましょう。

家庭、学校、地域、職場、関係機関等

- 車両の運転者に対しては、横断歩道手前では減速し、また、横断歩道に歩行者がいるときは必ず停止するように指導教育しましょう。
- 身近で起きたこどもや高齢者の交通事故について話し合い、交通安全意識を高めましょう。
- 地域の交通安全啓発活動へ積極的に参加しましょう。
- 職場等において、運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発を推進しましょう。
- 職場の朝礼、出発時の声掛け、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で思いやりを持った運転に心掛けるよう指導しましょう。
- シートベルトの着用効果について、家庭や職場で話し合いましょう。
- 出勤・退社時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所において後部座席を含めた全席着用の徹底を図りましょう。



重点3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

令和6年11月1日から、自転車運転中にスマートフォンで通話するなどの「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され罰則が強化されました。加えて、「酒気帯び運転」についても罰則の対象となりました。自転車・特定小型原動機付自転車運転中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進して、交通事故を防止するため、次の事項を推進します。

自転車等利用者

- 自転車・特定小型電動機付自転車運転中は、携帯電話等を使用すること、イヤホン等で音楽を聴くこと、傘をさすことは禁止されているので絶対にやめましょう。（「ながら運転」の禁止）
- 自転車・特定小型原動機付自転車運転中の飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 自転車・特定小型電動機付自転車の利用者は、自らを守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- 「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険等に参加しましょう。

家庭、学校、地域、職場

- 全ての年齢層の自転車・特定小型利用原動機付自転車利用者に、ヘルメット着用と「ながら運転」の禁止や飲酒運転の禁止などの交通ルールの遵守を呼び掛けましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備を呼び掛けましょう。

関係機関、団体

- 配達業務中の交通事故防止のため、関係事業者や自転車配達員へ安全対策を働き掛けましょう。
- 自転車の損害賠償保険加入を促進するための広報啓発を行いましょう。

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

県内統一行事

4月7日(月) 4月14日(月)	街頭指導活動・広報活動 強化の日	登下校指導、こども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
4月10日(木)	交通事故死ゼロを目指す日	県民一人一人が交通事故を起こさないよう、遵わ ないよう呼び掛けます。
4月11日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。

令和7年 長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー